

岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会設置要綱

(設置)

第1条 患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができる環境整備を図るため、医療関係者並びに学識経験者・消費者等を構成員とする「後発医薬品の安心使用のための協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について、協議、調整を行う。

- (1) 後発医薬品の安心使用に関すること。
- (2) 後発医薬品に係る普及啓発に関すること。
- (3) 後発医薬品に係る情報交換に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(組織及び運営)

第3条 協議会は、保健・医療・薬事等の学識経験者及び関係団体の代表者等の委員で構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長各1名を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、会議運営上必要な場合は、関係者の出席を求め、説明や意見を聞くことができる。
- 3 会議に委員が欠席する場合には、代理の者が出席することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部医薬安全課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月17日から施行する。